

一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2024（令和6）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1	2024（令和6）年度の人権に関する施策の取組状況について	1
2	総合的な評価・提言	5
3	施策別の評価・提言	6
○	用語解説	19
○	津市人権施策審議会委員名簿	22

1 2024（令和6）年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて津市人権施策基本方針に基づき、2024（令和6）年度に実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

市内各地域で人権や男女共同参画に関する講演会や講座、学習会、研修などを開催するとともに、広報紙や折り込み等に啓発記事を掲載した。地域の人権に関わる団体と協働して講座や講演会、学習会、人権フェスティバル等を開催した。企業啓発や街頭啓発を行うとともに、人権ポスターや人権標語の入選作品を活用して作成した人権啓発用のポスター及びカレンダーを自治会掲示板や公共施設に掲出し、事業所や市民の人権意識の高揚を図った。また、市の全職員を対象とした動画視聴による研修を実施するとともに、さまざまな階層の職員を対象に、グループワークやワークショップを取り入れた研修を実施した。さらに、地域における児童虐待防止の機能の向上を図り、関係機関が連携して虐待の早期発見、早期対応に結びつけることを目的とした「津市児童虐待防止・対応ハンドブック」を発行した。

《人権教育の推進》

中学生意見交換では、各地域で人権について学んでいる中学生たちが、反差別の仲間として関係を深めるための交流を行った。幼稚園・保育所における保育事業では、子どもの人権を守り、一人ひとりに寄り添った保育を行うため、人権文化クリエイター^{※1}による職員研修や、幼児教育アドバイザー^{※2}によるチェックシートやオンラインを用いた職員研修を行った。人権学習推進事業では各学校において、地域でさまざまな人権課題の解決や人権が大切にされるまちづくりに取り組んでいる人達の生き方から人権について学ぶ出会い学習を行った。人権教育推進に係る事業では、中学校区ごとに人権フォーラムを開催し、小中学校及び義務教育学校の児童生徒がいじめや仲間づくりなどをテーマに発表や意見交流を行った。人権学習会や人権教育講演会では、地域住民を対象に地域課題に応じた様々な人権課題について学ぶ機会を提供し、地域学習会事業では、子どもたちを対象に教育集会所において人権学習や学習支援を行った。

《相談・支援体制の充実》

青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育士や家庭児童相談員による育児相談、勤労者のメンタルヘルス相談、男女共同参画に関する相談等において、関係機関と連携し、相談や助言を行ったり、ホームページや広報紙等において国や県の相談窓口に関する情報提供を行ったりするなど相談支援体制の充実を図った。また、母子父子寡婦家庭への就労支援や生活支援を行い、現況届の提出については休日・夜間窓口を設けた。さらに、児童虐待防止ネットワーク会議において、三重県市町児童相談

アドバイザーを招き、児童虐待対応に関する研修を実施したほか、要支援家庭に関する情報の共有及び支援内容の協議を行った。県や団体等が実施する講座や研修等へ職員を派遣し、適切な相談対応ができるよう職員個々のスキルアップを図った。

《ユニバーサルデザイン^{※3}（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

学校、公共施設、公園、道路等においてUDに配慮した整備を行った。各公園整備事業に関しては、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例及び津市都市公園条例の規定に基づいて、新たに整備された香良洲高台防災公園を含めた5件の適合証が交付された。意思疎通に支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣することで社会参加や自立を推進した。また、重度の視覚障がい者の日常生活に必要な情報補償として、広報津や議会だよりの点字版等を作成し配付した。UDの普及啓発に関しては、市内の学校や公民館、地域のイベント等で出前講座を実施した。さらに、全ての人に防災情報の伝達ができるよう、防災情報メールやファクス、緊急告知ラジオ等さまざまな情報手段の整備と周知を行うとともに、避難所表示シール等にベトナム語表記を新たに取入れたほか、外国人向けの防災研修会を実施した。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や人権啓発などに取り組んでいる団体と連携してさまざまな人権課題をテーマとした講演会や講座、研修会、人権フェスティバル等を開催したほか、日本語講座の開催や子ども会育成団体及び青少年育成団体等の活動を支援した。また、人権擁護委員の活動を支援するとともに、協働して人権啓発活動を行った。

(2) 分野別施策

《同和問題》

地域住民の交流や活動の拠点となる隣保館、児童館及び教育集会所において、相談事業や教養文化事業、地域交流事業、広報・啓発事業、学習会等、地域住民の生活課題に応じた各種事業を実施した。また、人権・同和問題の解決のために地域で活動している団体に対して補助金を交付して活動を支援するとともに、連携して人権講演会等を開催した。中学生意見交換では、各地域で人権について学んでいる中学生達が、反差別の仲間として関係を深めるための交流を行った。同和問題の実態を把握し、部落差別解消推進法^{※4}の周知・理解を図るため、同和問題をテーマとした市民人権講座や職員研修を開催するとともに、街頭啓発等のさまざまな啓発活動を行った。

《子どもの人権》

親子のふれあいの充実や保護者同士の交流の場として、子育て広場を定期的に関開したほか、子育て相談の場として各幼稚園において未就園児と保護者に園を開放した。地域子育て支援として、父親の子育てへの積極的な参画を目的としたイベントを昨年度より多く開催したほか、育児疲れや育児不安など家庭で一時的に子どもの養育が困

難になった時に、児童養護施設等で子どもを預かることができる子育て支援ショートステイを実施した。また、乳児母子保健推進員による子育てひろばを開催し、乳幼児を持つ保護者の交流の場を提供した。さらに、学級支援サポーター※⁵、スクールカウンセラー※⁶及びスクールソーシャルワーカー※⁷を配置し、児童生徒や保護者に対して相談や支援を行うとともに、教職員と情報共有を行った。

《女性の人権》

学校現場におけるハラスメント防止や男女共同参画意識の高揚を図るため、教員を対象とした研修会や講座、ミーティングを実施した。三重短期大学や人事課において、ハラスメント防止のための窓口を設置し、相談しやすい環境を整備するとともに、職員にハラスメント研修を行った。女性の人権、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス※⁸等への理解を深めるため、情報紙の発行、フォーラムの開催、職員研修や企業啓発等を実施した。弁護士による離婚やセクハラなど男女の問題に関する法律相談を実施した。また、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業や休日保育事業を実施したほか、安心して妊娠・出産・育児ができるよう乳児家庭全戸訪問、妊婦教室、オンラインによる妊産婦相談等を実施した。

《障がい者の人権》

総合的な学習の時間に、障がいのある方や障がい者施設のスタッフをゲストティーチャーに迎え講演を聞いたり、車椅子体験等を行ったりしたほか、インクルーシブ教育※⁹システム構築のため、学校や園で教職員を対象とした研修を実施した。障害福祉サービスや地域生活支援事業等により、障がいのある人が生活を送る上で必要となるサービスを提供するとともに、障がい者相談支援センターや津市障がい者虐待防止センターと連携して障がい者やその家族のさまざまな相談に対応し、虐待や差別の防止等に取り組んだ。また、意思疎通支援事業や声の広報・点字広報発行事業等により、障がい者の社会参加や自立促進に取り組んだほか、保健師や看護師等が健康面に問題を抱え支援が必要な家庭を訪問して相談や指導を行った。障害者差別解消法※¹⁰の周知や理解を図るため職員研修を実施した。さらに、大型家具等のゴミ出しが困難な障がい者世帯に対して、ごみ出し支援を行ったほか、家庭ごみの戸別収集も新たに実施した。

《高齢者の人権》

高齢者がいつまでも自分らしく生活できるよう元気アップ教室や認知機能アップ教室などの介護予防教室等を開催するとともに、通所・訪問支援事業を立ち上げようとする地域の団体を支援した。高齢者の社会参画や生きがい・健康づくりのため、シルバー人材センター運営事業における就業機会の提供、寿大学など高齢者を対象とした各種公民館講座や高齢者でも参加できるスポーツ教室の開催に取り組んだ。配食サービス事業では、調理困難な高齢者等にバランスの摂れた食事を届けるとともに安否確認を行い、高齢者等の在宅における健康で安心な生活を支援した。高齢者の能力に応

じた自立生活が、住み慣れた住まいや地域で維持できるよう、市内10カ所の地域包括支援センターで相談や支援を行うとともに、地域ケア会議の更なる充実を図った。また、保健師等による健康教育や健康相談、栄養相談等を実施するとともに、健康面に問題を抱え支援が必要な家庭の訪問等を行った。さらに、大型家具等のゴミ出しが困難な高齢者世帯に対して、ごみ出し支援を行った。

《外国人の人権》

外国人住民からの相談に対して、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語※11通訳担当員の配置及びタブレット端末による多言語遠隔通訳サービスの活用により相談しやすい環境の整備に努めた。外国人が安心して地域で生活ができるように多言語に対応したごみ収集日程表・ホームページ・母子健康手帳・避難所案内等を整備するとともに、ごみ分別アプリや防災情報メール等の活用を行った。日本人と外国人が互いの文化や伝統を理解し大切に作る心が持てるように国際理解教育を推進するとともに、多文化共生のイベントを地域の国際交流団体等と協働して開催した。また、街頭啓発や企業啓発、人権講演会等において、ヘイトスピーチ解消法※12に関するチラシを配付し周知・啓発を行った。

《さまざまな人権課題》

犯罪被害に遭われた方やその家族または遺族が、日常生活を取り戻し、安心して暮らすことができるよう相談や支援を行った。市民の正しい認識と理解を深めるため、「認知症」や「インターネットと人権」等をテーマに市民人権講座を開催した。休日夜間の応急診療所や24時間対応の救急健康相談ダイヤルを開設し、市民の健康保持や不安軽減を図った。

《新たに位置付ける人権課題》

市役所や学校、三重短期大学においてハラスメントの相談窓口や調査委員会を設けるとともに、職員や教員の意識向上のため研修やミーティング等を実施した。三重短期大学の学生を対象に、ジェンダー※13論等の講義を開設した。性的マイノリティ※14の人権をテーマに人権講演会や職員研修を開催するとともに企業訪問において、職場における性的マイノリティの人への配慮について啓発した。避難所の案内看板等を多言語版で表示するとともに、外国人向けの防災研修会を開催した。子ども家庭センターを設置し、津市子ども計画を策定して子どもの貧困対策や居場所づくりに取り組んだ。庁内の自殺対策推進会議や関係団体による自殺対策ネットワーク会議と連携して相談や啓発を行った。北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、啓発ポスターを掲出し啓発に努めた。

2 総合的な評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度 進んだ	あまり進まな かった	進まなかった
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和2年度	A	B	C	Ⓓ	E
令和3年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和4年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和5年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和6年度	A	B	Ⓒ	D	E

津市においては、平成18年9月に制定された「人権が尊重される津市をつくる条例」及び、平成20年7月に策定された「津市人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権施策が推進されてきた。

令和5年10月の「津市人権施策基本方針」改訂により、「新たに位置付ける人権課題」が追加されたことに伴って、新たな人権施策の実施も見られた。これを踏まえて、津市人権施策審議会では、これら全ての人権施策について評価及び提言を行い、その結果を「津市人権施策事務事業進捗状況評価書」として取りまとめた。

各所属部署からの報告においては、全ての所属が人権を意識したさまざまな施策に取り組んでおり、長年に渡り地域の関係機関や団体、住民等と連携しながら取り組まれてきた施策について、行政主導ではなく地域主体で推進されている点は評価に値する。とりわけ、相談・支援体制の充実と、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進については、一定の前進が見られた。

一方で、女性の人権にかかる一部の施策においては、取組みがまだ不十分であると認められるものがあることから、総合評価としては「C（ある程度進んだ）」とした。今後は、各施策において明らかとなった課題や問題点を整理し、次年度の施策に反映させることで、さらなる人権施策の推進に努められたい。

近年、国においては「人権三法^{※15}」や「LGBT理解増進法^{※16}」などが相次いで施行された。また県においても、差別や人権侵害に対して県がその解決、解消に向けて介入する体制を規定した条例が施行されるなど、人権に関する法整備が着実に進展している。しかしながら、県内においても依然として土地差別やインターネット上での差別的書き込みといった人権侵害が発生しており、差別の解消には至っていないのが現状である。また、日本全体でジェンダー・ギャップの解消にいかに取り組むかが問題になっている中であって、三重県は、都道府県別のジェンダー・ギャップ指数^{※17}が経済分野で3年連続全国46位と低迷しており、津市においても女性が活躍する素地が整っているとは言えない状況が続いている。早急な改善がなければ、地域全体の衰退に繋がりがねない問題である。

こうした状況を踏まえ、今後も市職員一人ひとりの人権意識のさらなる向上を図り、全庁が一体となって積極的かつ実効性のある人権施策の推進に取り組まれることを期待する。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権啓発の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**地域人権啓発事業**…コロナ禍を経て日常生活を取り戻しつつある中で、講演会やイベントなどの社会的活動が段階的に再開され、以前の形に戻つつある。人権啓発イベントについては、住民や子どもたちが自主的に取り組めるよう工夫されている地域もあり評価できる。人権ポスターや標語の表彰と講演会を組み合わせた行事では、講演会への一般市民の参加が重要な課題として挙げられている。一定の工夫はなされているが、より一層の工夫が求められる。
- ・**地域人権学習会**…各地域で実施されている人権学習会については、地域ごとの実情や課題を的確に反映した取組が行われており、住民の参画を促す実践的な内容となっている点は評価できる。一方で、一部の学習会において、人権啓発との関連性が不明確なものもあるため、今後は、ミニ人権講座の内容を取組状況に記載されたい。
- ・**職員人権研修事業**…職員を対象とした人権研修において、DVD視聴形式を取り入れたことにより、業務の合間を活用した柔軟な参加が可能となり、研修参加率の向上が図られた点は評価できる。また、グループディスカッションや意見共有の場を設けるなど、工夫されている点も評価できる。今後も行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立って施策を実践するために、個々の職員が人権課題を自らの業務に引き寄せて捉えることが重要である。引き続き、研修内容の質的な充実と、職場内で継続的に参加しやすい環境整備に取り組まれない。
- ・**児童虐待防止に関する啓発**…11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、啓発活動を積極的に実施された点は評価できる。特に、地域住民に向けた広報活動や講演会などを通じて、児童虐待防止の重要性を周知する取組は、地域全体の意識醸成に寄与するものである。また、地域における児童虐待防止の機能の向上を図り、関係機関が連携して虐待の早期発見、早期対応に結びつけることを目的に「津市児童虐待防止・対応ハンドブック」が発行されたことも評価できる。今後もこのハンドブックの活用が進むことを期待する。
- ・**企業啓発事業**…令和6年度においては、当初の計画より多い32事業所を訪問し、対面による人権尊重の重要性についての啓発活動を実施されたことは、積極的な企業連携の成果として評価できる。今後は、訪問活動を通じて把握した事業所ごとの実情に応じたフォローアップを行うとともに、企業内での実践事例の共有や、若年層・非正規労働者などの声を聴いて人権研修の充実を図るなど、さらなる意識啓発の取組に期待する。
- ・**関係機関・事業所・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発**…交流会については、年々参加団体が減少していることから、今後は交流会の在り方について検討し、参加団体が増えるような工夫に努められたい。

まとめ

感染対策に配慮しつつ対面開催を含む本来の形で啓発事業が再開されたことや、平日夜間に開催するなど工夫を凝らした運営が行われたことにより、従来の参加層にとどまらず、働く世代を含む多様な世代への新たな参加者層の拡大が見られた点は評価できる。特に、地域に根ざした継続的な取り組みでは、関係者の熱意と責任感が感じられ、ポストコロナ社会においても住民とのつながりを大切にしながら人権意識の醸成に努めていることは高く評価される。一方で、社会状況の変化に応じた事業の見直しや目的の再確認が求められており、課題の明確化と具体的な対応策の検討が今後の発展には不可欠である。

2 今後の取組についての提言

近年、SNS^{※18}の普及による社会構造や価値観の急速な変化に伴い、人々の人権意識や行動にも大きな影響が見られる。特に新型コロナウイルスの拡大を機に、差別や偏見といった問題が顕在化し、人権侵害が誰にでも起こり得る「身近な問題」として認識されるようになった。あらゆる人権課題は、一人ひとりが「自分ごと」として捉えることが不可欠であり、そのためには、この認識に基づいた啓発活動の展開が求められる。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交換…部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない思いを持った中学生たちの輪が広がるよう、各学校間での交流がしやすい環境づくりに向けて、今後も教職員、行政職員等の支援を継続されたい。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…厳しい社会情勢の中、保護者の働き方も変化している。その中で、子どもにとっては、さまざまな面で保育所や幼稚園が初めての学びの場になっていることが多くみられる。だからこそ、教職員の人権意識の向上が求められるため、日々の園内での保育はもちろんのこと専門性を高め、保護者への適切な発信ができるよう職員研修の充実を図られたい。
- ・地域力創造セミナーの開催…地域の学びの場として、今後も工夫していただくとともに、学習者自らが発信し、主体的な地域の人材となるよう充実した取組みを期待したい。
- ・人権学習推進事業…学校教育全体の中で、教師は子どもたちとともにさまざまな人権問題を考える機会を設けている。その中で出会い学習の意味を踏まえて、ゲストティーチャーの語りだけでなく、教師自身が何を届けたいのか、しっかりとしたねらいを持って取り組まれているか検証してもらいたい。
- ・人権教育推進に係る事業…中学校区における人権フォーラムは、生まれ育った地域が基盤となるため、学びの積み上げが可能である。人権フォーラムに参加する該当学年の教職員だけでなく、人権カリキュラムに沿った位置付けとして全教職員が意識した取組みを推進すべきである。
- ・人権教育ステップ・アップ事業…若手教職員のスキルアップのための講座も必要であるが、教職員全体のスキルアップのために、管理職、人権教育推進委員の研修の充実を図られたい。
- ・人権学習会事業…地域に根差した学習会支援は、今後も重要である。変化・複雑化する社会情勢の中で、新たな人権課題を学ぶと同時に、それが生まれてきた背景を学ぶ機会も提供してもらいたい。
- ・人権教育講演会事業…行政主導型から市民参加型の講演会ということも大切なことであるが、何よりも社会の一員としての気づきが得られる学びづくりをお願いしたい。
- ・青少年友の会支援事業…次世代につなげる学びの輪を支援することは大切なことである。その先の地域人権ネットワークの広がりを推進するためにも、関係者への支援に努められたい。
- ・地域学習会事業…各地域での学びの工夫がみられる点は評価できる。今後も卒業した若い世代が活躍できる機会の提供に一層工夫されたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…人権フォーラム、公開授業の事後研修等についても、参加したことがない教職員がいるならば、各中学校区の人権教育カリキュラムが形骸化していると言わざるを得ない。今一度、子どもが主体者となるために、どんなことに取り組むべきかを考える手立てをしていただきたい。
- ・地域交流事業…今後も子どもを通じた人権尊重の地域づくりの観点で工夫を重ねていただきたい。

まとめ

社会情勢が厳しい中、家庭・地域の状況も変化している。だからこそ「人権感覚あふれる学校づくり」「人権が尊重される地域づくり」に向けて、一層、子どもの実態に即した人権教育を推進していただきたい。

2 今後の取組についての提言

人権教育の推進には、子ども・保護者の思いや地域社会の実態把握は欠かせない。しかし、その状況をどう掴むかは、教師自身、私たち大人の人権意識・人権感覚に左右されると言っても過言ではない。だからこそ、人権教育の要である教職員一人ひとりの資質向上に努められたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談・支援体制の充実

■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **青少年の悩み事相談**…令和5年度に津市配置のスクールソーシャルワーカーが3名増員され5名となったことは評価できるが、情報共有や必要時の対応のため、常駐を望む声も聞くことから、さらなる充実を望む。
- ・ **外国人住民の生活相談**…ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳担当員を配置し、またタブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスも利用しながら、多岐にわたる相談に応える体制を作っていることは評価できる。相談者に寄り添い相談しやすい体制を作っていることが多くの相談実績につながっていると考えられる。今後も外国人住民が利用しやすい事業であるよう尽力されたい。
- ・ **児童虐待等ネットワーク会議**…令和5年の児童虐待死亡事例以降、ケース会議の随時開催、児童虐待防止・対応ハンドブックの作成、児童虐待防止等ネットワークの役割の明確化や虐待対応についての研修会の開催など、再発防止のための取り組みがされていることは評価できる。三重県の虐待死亡事例等検証委員会は、保護者が発しているSOSに対して積極的な関わりが持てなかったことを踏まえて、「養育支援が必要な者に対して、待ちの姿勢ではなく、自らの活用できる資源を利用し、自らの責務として、積極的に関わりをもって支援すべきである。」と提言している。しかし、これに応える明確な施策が見当たらず、評価表にある「個別ケース検討会議については、例年通り実施予定です」との文言からは積極的な関わりをもとうとする意志を読み取ることができない。待ちの姿勢ではなく、主体的・積極的に関わろうとする共通理解が得られるような研修を行われたい。
- ・ **母子父子寡婦福祉事業**…母子・父子自立支援プログラム策定に係る面接予約をL o G oフォームでの申請を可能とし、就労のため開庁時間中の来庁が困難な人が多いことを考慮した改善が進められていることは評価できる。これらの改善を今後も引き続き行われたい。市ホームページのリニューアルに際し、予約フォームの多言語化も検討されたい。
- ・ **差別事象への対応**…教育の現場で生じた差別事例を見逃さず、表面的な言動だけでなくその背景にある課題を丁寧に確かむことを通して、人権意識を高め差別をなくそうとする行動力を身に着ける人権学習の実践がなされていることは評価できる。差別事例の内訳は、46件中34件が障がい者の人権にかかわる事象であり、突出している。この差別に対する取り組みを積極的に進められたい。特別支援学級籍の子どもとの関わりを「交流」と位置付けることは、特別支援学級籍の子どもの主たる居場所とは特別支援学級であるとの認識を生み、すべての子どもを「なかま」として認識しにくくし、それが差別の土壌となり得る。すべての子どもの主たる居場所が親学級であるとの認識を広げそれに基づく実践の積み重ねを期待する。
- ・ **子どもの発達に関する相談**…子どもの発達に不安を持つ保護者が医療機関の予約を取ることが非常に困難になっている現在、市が果たす役割は大きく、相談件数に反映されている。評価表の課題・問題点等欄に「保護者の不安な気持ちを受け止めて寄り添い、丁寧に対応していくことが必要になります。」との対応姿勢を明記していることは評価できる。保護者の養育に対する不安や困難さの解消が児童虐待防止に大きな役割を果たすことから、この姿勢を大切にしたい対応を心がけていただきたい。

まとめ

複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、さまざまな工夫がなされていることは高く評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかり捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制の更なる充実を望む。

2 今後の取組についての提言

相談者は、相談に至るまでに悩み、迷い、意を決して相談に至る場合が少なくない。今後の相談につながるかどうかは、初期対応での受け止め姿勢によって左右される。相談することによって、受け止められている安心感が得られ、問題解決のための道筋が見えてくることによって重圧感から解放された人は、また足を運ぼうとする。そのようにして相談事業がうまく機能していくことは、虐待や自殺などの重大な事態の防止に繋がる。日々、多くの相談に対応されていることを評価する。相談者が安心できる受け止めができていないかと検証しながら、事業を進めていただきたい。また、地域住民や相談者の本音を聞き出すには長い時間をかけて信頼関係を築くことが必要である。相談支援員ができるだけ長くそのポストに留まれるような配慮を望む。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）…毎年計画的に学校施設のUD化を進めていただいている点は評価できる。
- ・各公園施設整備事業…東南海地震の津波に備えて、避難先となる香良洲高台防災公園がようやく完成した点は評価できる。また、この施設の他にも4件UD適合証が交付された点は評価できる。
- ・通学路整備事業・道路環境整備事業…通学路整備と道路環境整備は別事業ではあるが、どちらも安全性の向上を優先して事業を進め、道路パトロールや市民からの通報には早急に対応されたい。
- ・建築指導関係事業…特に小規模医療施設の適合率向上のための啓発を進められたい。
- ・津なぎさまち管理運営事業…三重県へ何度も要請し、三重県所管の突提付近フェンス下の舗装の修繕ができたことは評価できる。
- ・ホームページ整備運用事業…津市在住外国人人口の上位第2位がベトナム人である。令和8年1月にリニューアル予定の仕様書によろやくではあるがベトナム語を追加いただいたのは評価できる。
- ・スポーツ・レクリエーション事業…津シティマラソンだけでなく、各種教室、市民大会、レクリエーションにおいてUDに配慮した事業の推進に努められたい。
- ・体育施設・社会教育施設のバリアフリー化…久居体育館、安濃中央総合公園内体育館の空調設備設置、芸濃総合文化センター内アリーナ、一志体育館の空調設備実施設計を実施したことは評価できる。多くの市民が健康維持・競技練習・リクリエーション・スポーツ大会・式典等で使用する体育館の空調設備は必要不可欠であるため、設備設置に努められたい。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…小・中・高校への学校出前講座（延べ受講者854人）をはじめ、公民館や市内の5カ所のイベント会場での一般市民への啓発、市の新規採用職員や2年目職員へのUD研修会等は評価できる。次年度の津市行政情報番組「市政ガイド」の活用に期待したい。
- ・各種選挙事業…全ての人が投票しやすい環境づくりとして、今後も、高齢者・障がい者等の立場で環境整備に努められたい。
- ・リージョンプラザ管理運営事業…築後36年が経過し老朽化しているが、市民の利用が多い施設である。毎年、UDの視点で修繕されている点は評価できる。
- ・防災意識の啓発…指定避難所、一時避難場所、津波避難ビル等を新規で指定した場合に設置する表示シールや施設にベトナム語を追記いただいたことは評価できる。今後も外国人向けに防災研修会を開催し、災害の多い日本の現状を知り、災害に備えることの必要性を啓発されたい。
- ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進…数年来作成できなかった個別計画の作成が進んだことは評価できる。支援希望者579名のうち322名分は作成されたが、残り257名分についても早急に自治会、自主防災会と相談し、計画書の作成ができるよう支援されたい。

まとめ

さまざまな事業で着実にUD化を進めている点は評価できるが、小・中学校の体育館の空調整備計画について、早急に進められたい。今後も必要な予算を確保し、道路環境整備や老朽化した施設の修繕にUD視点で取り組み、暮らしやすいまちづくりを進められたい。

2 今後の取組についての提言

猛暑のなか、体育館での活動（授業・クラブ活動他）は命の危険もある。体育館が避難所になることも多く、防災の観点からも空調設備の導入は急務である。四日市市や鈴鹿市では整備が始まっている。津市では現在、市内小・中学校の体育館に空調設備導入のための調査中であるが、空調整備計画を早急に進められたい。また、現在計画中の体育館も含め、その他の地域の体育館についても空調整備を進められたい。

また、今後新施設の建設の際には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づいた整備を進められたい。老朽化した社会教育施設や社会福祉施設、運動施設等の修繕の際にはUDを視野に入れていただき、誰もが利用しやすい施設となるようUD化の着実な進展が必要である。ハード面だけでなく、UDのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向けて、事業者や地域住民にUDの考え方を普及啓発されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権ネットワーク事業…子ども実行委員会が主体的に取り組むことが定着していることは評価できる。子どもの発想を生かしながら子どもたちが達成感を味わえる活動を継続していただきたい。
- ・日本語講座事業…日本語指導だけでなく、学力補充あるいは宿題のサポートが個別指導で行われ、学校での学習を補完する貴重な機会となっている。現在、夏休み期間中は実施されなくなっているが必要な子どもがいることから、実施できるようスタッフを確保し、必要な予算措置を望む。
- ・青少年育成市民会議及び育成団体への補助事業…リーダーズ研修に参加した子どもたちにとって、社会人との語らいや課題に向き合う寸劇等の体験から自分のあり方について考える機会となっている。参加層を広げ、貧困や不登校など問題を抱えている青少年に届く取り組みも検討されたい。
- ・男女共同参画推進団体等への支援…参加団体数の減少の原因を把握し、参加団体が増えるように尽力されたい。特に今の若い世代が抱える問題は、男女共同参画の課題を認識できないことである。男女共同参画は、若い世代（特に女性）が職場や社会で抱える問題の解決を図りながら自分らしく生きる道筋をつくっていく過程と密接に関わるものであることが認識できるような取り組みを望む。
- ・人権啓発団体との連携…委託料増額によって、著名な講師を選定し、市民の参加を促すのは良い取り組みではあるが、地域で人権活動に取り組んでいる人たちの活動報告の場を確保することも重要である。

まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。一方で、参加者や参加団体が減少している取組も見られる。その原因を把握し、新たな取組も検討しながら、意欲的な活動が展開されることを望む。

2 今後の取組についての提言

今の若い世代は、不安定な労働形態で就労せざるを得ない人が多いことから、安定した収入を得ることが難しく、常に生活に関する不安を持ち続けている場合が多い。会社が解雇や雇止めをする場合に、人格攻撃がなされるケースもある。子どもが生まれれば、喜びが得られる一方、生活や就学に関する不安は増す。厚生労働省が発表している「精神障害の労災補償状況」から、精神障がいを発する人が如実に増加していることがわかる。平成14年度と比較すると、令和4年度には7倍以上となっている。また、「職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合」は、令和4年度に82.2%となっている。

とりわけ女性に関しては、低い賃金や性別役割分担の他にも、声をあげると叩かれやすい傾向があることも度々指摘されている。これらの点から女性が抱える重圧は男性より大きいと考えられる。

このような状況下で休職や離職に追いやられた人は、自分が悪いと思い込まされているケースも少なくなく、さまざまな差別に起因していることを認識していない場合がある。このような場合は、差別の構造を認識することにより、自尊感情を高めることが重要である。

津市や関連団体の取り組みは、その活動がそれらの問題を視野にいれているかどうかの検証を行うことを提言する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク事業…予算、場所、参加人数等、例年苦慮されているようであるが、この現地での学びを有意義に地域の発展に活かせるような施策に繋がりたい。
- ・差別事象への対応…今後も差別事象に関わっては、迅速かつ適切な対応を図られたい。教育現場での事象も含め、地域の課題として捉えて、地域の中で共有することが重要である。一層の市民啓発の充実に努められたい。
- ・人権・同和問題補助事業…各地域の団体が活動しなければならない差別の現実がある状況からも、各団体の活動の成果を市民に発信して、市民の理解の促進に努められたい。
- ・隣保館運営事業…利用者への日常の話し掛けなどの中で、人権意識を培うことは必要であるが、その一方で部落差別解消に向けた人権啓発、相談事業等については、職員の専門的な知識と人権意識が不可欠である。今後も人材確保と職員研修の充実を図られたい。
- ・識字学級…識字学級の存在の周知とともに、必要な人が躊躇することなく学べるように地域社会への理解促進に努められたい。
- ・中学生意見交換…部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない思いを持った中学生たちの輪が広がるよう、各学校間での交流がしやすい環境づくりに向けて、今後も教職員、行政職員等の支援を継続されたい。
- ・部落差別解消推進法関連事業…部落差別解消推進法には、「地域の実情に応じた施策を講ずる」とある。そのためにも実態把握は欠かせない。そこから見えてきた課題の解決に向け、どんな人権施策が必要なのかを各担当部署に発信していただきたい。
- ・職員人権研修事業…さまざまな段階において人権研修が工夫され実施されていることは評価できる。受講した職員が日々の業務や人権施策にどのように活かしているかの把握も今後進めていただきたい。
- ・地域人権学習会…各地域独自の人権啓発が工夫されているのは評価できる。それぞれの取組から見えてきた課題を解決するよう一層工夫されたい。また、今後は学習者を地域の人材としてアウトプットできるような取組へと発展させていくことも期待したい。

まとめ

事業の目的をきちんと把握したうえで、目的達成に向けた人権施策を推進するよう努めていただきたい。そのうえで、課題・問題点をしっかりと把握し、次年度への事業に反映させていただきたい。

2 今後の取組についての提言

さまざまな人権問題が複雑に絡み合う社会の中で、同和問題の解決に向けた施策から人権施策が出発したことを再認識し、常に原点を忘れず「人権が尊重される津市」に向けた人権施策がなされることを望む。そのためにも、市民の人権意識調査と職員一人ひとりの人権意識を高めるための研修の充実を図られたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・子育て支援事業・地域子育て支援拠点事業…父親の子育てへの積極的な参画を目的とした週末開催の家族参加型の交流イベントを令和5年度の2回開催から4回開催に増やしたこと及び、子育て広場を定期的に開催し、親子のふれあいの充実や保護者同士の関係作り、子育て相談等について、体制が整えられたことは評価できる。低年齢から保育所等に通園するために、参加者のほとんどが0～2歳の親子である現状に対応して、支援内容の工夫が必要である。保護者が孤立しないよう、寄り添った支援を行うために、支援者の人材育成と更なる充実を図られたい。継続して関われる職員の体制を整える必要がある。
- ・学級支援サポーター事業・スクールカウンセラー活用事業・青少年の悩み事相談・家庭児童相談事業…家庭児童相談では家庭の問題にとどまらない福祉、教育、保健、医療、住まい、労働などさまざまな社会課題が背景にある相談が増えていることから、関係機関と連携を図り必要に応じて専門機関に繋げ、虐待の防止に努める必要がある。不登校やいじめなどが増えているので、直接児童・生徒に関わる学級支援サポーターやスクールカウンセラーの役割が大きいことから、体制の充実を望む。相談者がどのような時にどのような手段で相談したいか等のニーズを把握し、相談しやすい仕組みづくりと周知の仕方について検討を望む。
- ・児童虐待防止等ネットワーク会議・地域における子育て支援の充実…構成機関相互の情報の共有及び連携の強化を行い、虐待の早期発見と防止の観点から相談窓口が充実されることを期待する。日常的に地域の多くの人たちが子どもたちを見守ることができるような体制づくりと、個々の職員のスキルアップに努め、相談機能の強化を望む。
- ・病児・病後児保育事業の充実…令和6年度は病児保育利用者数が大幅に減少している。施設スタッフの人員不足のために開設日数が減ったことが要因となっていることは大きな問題である。原因を究明して、病児保育を必要とする人が利用できるようにすることが急務である。今後もわかりやすい周知と更なる受け入れ施設の拡充を望む。
- ・放課後児童クラブ育成及び支援…利用児童数の増加に伴い、狭あい化を解消するために津市公共施設等総合管理計画に基づき幼稚園や学校施設の活用が広がりつつあることは評価できるが、職員の確保が課題となっている。子どもの人権に配慮された居場所となるように、施設面の改善だけでなく、職員・支援員の確保や研修の充実にも努められたい。

まとめ

今年度も子どもの人権に関わる多くの事業が実施された中で、以前の取組を踏襲しているだけの事業もみられたが、改善を重ねた取組になっている事業もあったことは評価したい。

また、子どもの権利に関わる全ての事業は、子どもの主体性を大切にして、子どもの自尊感情を醸成し擁護するものであるという目的を念頭に進められたい。

2 今後の取組についての提言

令和6年の自殺者数は子どもが過去最多（小中高生529人厚生労働省公表）となり、なかでも女子高校生の自死が増加し初めて女子が男子を上回った。いじめ、不登校は増え続け、児童虐待も増加し、多くの子どもたちが生きづらさを抱えている現状がある。子ども基本法ができたことで、子ども施策の大きな転換期になり、ようやく子どもの権利が注目されるようになった。改めて子どもの育ちを地域社会で見守ることの重要性を感じている。保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められている。子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていく必要がある。そのためにも、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる「津市子どもの権利条例」が制定されることを切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施…定例の校長会及び三重県教育委員会等からの通知や諸研修会において、ハラスメント防止と、教職員の服務規律遵守を徹底するよう注意喚起を行っているが、アンケートにおいて、教職員の無意識・無自覚な行為で児童生徒が不快に思うような事案も発生しているとある。なにがセクシュアル・ハラスメントにあたるか研修で学ぶ機会は大切であるが、一方的に聞くだけではなく、自分の考えや職場の実体験をアウトプットできるような研修の工夫を望む。
- ・教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実…男女格差をはじめ、今日の社会状況において女性が置かれている厳しい現実を踏まえ、教職員の女性の人権に対する意識を高めるために、令和4年度以降毎年、夏休み期間中の人権ステップ・アップ講座にて「女性の人権にかかわる講座」を実施しているが、より多くの教職員が参加できるよう開催方法と講師の選定を工夫されたい。日本のジェンダー・ギャップ指数が依然として低いままである現実や、母子家庭など社会の中で生きづらさを感じさせられている女性の声など、社会の中にある意識や仕組みにより、女性の自立が阻まれていることを意識できるような講座の開催を今後も続けてもらいたい。
- ・各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大…令和7年4月1日付け新規採用者において、女性職員の割合は約66%（昨年比6%UP）になった。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組としては、令和6年4月1日付け人事異動において、課長級以上の女性職員の割合が17.2%（昨年比0.8%UP）に上昇したが、津市特定事業主行動計画^{※19}の目標18%は達成できなかった。国の目標値30%に近づくようにこれまで以上に積極的な女性管理職の登用に努められたい。女性が育児、介護の中心である実態は変わっていないことから、男女ともに子の誕生や子育て、介護を経ても長く仕事を続けていける体制が整備されることを望む。
- ・審議会等への女性の登用促進…令和7年3月31日時点で72の附属機関のうち女性委員の占める割合は、昨年度と同じ25.8%で変わっていない。女性の登用率が40%を超えるよう推薦依頼団体への働きかけが必須であるが、女性比率を上げていくためには、女性の意見や声を社会に反映させていくことの重要性を地域全体に届けることが大事である。審議会委員等の選出にあたっては、各担当部署が審議会への積極的な女性の登用に努められたい。また、各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが、推薦依頼団体内での女性の割合を増やしてもらうことが重要である。
- ・相談事業の充実…市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方など身の回りのさまざまな問題に対して相談事業を実施し、弁護士・専門カウンセラーによる電話・面談での無料相談を行い、問題解決に向けた支援を行っていることは評価できる。さらに当該事業の周知を望む。
- ・妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実…安心して出産できる病院が少なくなっている中、妊婦や育児期間中の母親が安心して相談できる場があることはとても重要である。必要に応じた産後ケアや育児支援を行っていることは評価できる。保健師の資質向上に努められたい。

まとめ

女性の人権についてさまざまな事業が行われていることは評価できる一方で、課長級以上の女性職員の割合、審議会委員等に占める女性の割合はともに低く、女性登用に向けた一層の努力が必要である。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような一層の工夫や努力をされたい。

2 今後の取り組みについての提言

男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が進められているが、ジェンダー・ギャップ指数は変わらず低い状況が続いている。男女雇用機会均等法の施行により法的枠組みは整備されてきたものの、実態は男女の賃金格差が依然として大きい。女性が活躍しにくい地域は衰退すると危機意識を持つべきである。また、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口は設置されても、実際に相談しにくい状況が伺われることから、報告に上がってこない潜在的なハラスメントは多く存在していると思われる。さらに、深刻な問題になっている教職員の児童生徒への無自覚なハラスメント行為は根絶されなければいけない。今後も積極的に取り組むべき課題、社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すべく、女性の人権施策を進めていただきたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・総合的な学習等における障がい者理解の教育推進…総合的な学習時に障がいのある方をゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、車イス体験や視覚障がい者体験をしたりすることで障がいの有無に関わらず、全ての人が暮らしやすい社会の在り方について考えるきっかけとなっている。また、特別支援学校との交流を通じて、児童・生徒同士が共に活動することで、お互いを尊重する大切さを学ぶ機会となっているので、今後も継続して取り組まれない。
- ・特別支援教育研修…全ての教職員に特別支援教育研修を実施していることは評価できる。障がいのある子ども一人ひとりに適切な指導支援が行えるような指導計画が必要である。また、特別支援教育指導者育成研修の受講生が自身の学校や中学校区で特別支援教育を推進した結果、他の教職員の理解がどれだけ進んだかの検証も必要である。
- ・障がい児保育事業…令和6年9月に「医療的ケア児の受入れガイドライン」を作成し、保育所利用の相談に対応いただいたことは評価できる。医療的ケア児の入所希望や支援希望は増加していることから、対応する看護師や保育士の確保に努められたい。
- ・障がい福祉サービス及び地域生活支援事業…地域障がい者相談支援センターへの相談件数が6,587件、基幹障がい者相談支援センターへの相談が3,448件、虐待通報が32件あり、依然として相談件数が多いことから、相談職員の確保に努められたい。
- ・障がい者に関する啓発活動推進事業…障がい者の社会参加や社会活動を支援している。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和5年度、6年度の知的障がい者との交流イベントは中止となっているが、他の大会は開催されている。次年度は是非開催されたい。
- ・意思疎通支援事業…聴覚障がい者のコミュニケーション支援を今後も継続されたい。聴覚障がい者にこの制度を知っていただくよう周知されたい。
- ・声の広場、点字広報発行事業及び点字シール貼付作業…利用者は令和5年度に比べて若干減少したが、視覚障がい者の社会参加と自立促進のための情報保障であることから、今後も継続されたい。
- ・訪問指導事業…こころの相談窓口一覧チラシを全戸配布したほか、広報津やホームページで啓発し、保健師が個別訪問による保健指導をしたことは評価できる。今後も継続されたい。
- ・障害者差別解消法の啓発等…いわゆる人権三法のうちの一つである障害者差別解消法について、職員への周知に向け動画視聴での研修を実施した点は評価できる。法改正により、令和6年度から合理的配慮の提供が民間の事業者の「努力義務」から「義務」となった点などについて、市民の意識を高めるための周知・啓発に努められたい。
- ・大型家具等ごみ出し支援事業…市職員が直接訪問し回収していただくのは大変助かることから継続されたい。
- ・津市ごみ出しサポート収集事業…新規事業であり、広報津やホームページで啓発し、利用状況に応じて利用要件を修正して、対象世帯の拡大を図った点は評価できる。

まとめ

障がい者の人権についてはさまざまな施策が実施されている。大型家具のごみ出し支援やごみ出しサポートは利用者目線での取組であることから評価できる。担当課では取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につなげられたい。

2 今後の取組についての提言

障がいのある方のニーズは個別性があり、固定的なものでなく、その人の状態や成長発達の過程で変化もしていく。障がい者の権利を守る取組みとして、差別解消・虐待防止・社会参加の推進があるが、これらの取組みは障がいの内容によって暮らしにくさや必要な配慮・支援が異なることを念頭に置くべきである。「障がい者」への合理的配慮が当たり前のこととして社会全体に広がることで、全ての人が同じく尊厳のある生活を送れる社会となることをめざし取り組まれない。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域支援事業…高齢者がいつまでも自分らしく生活できることを目的に実施している元気アップ教室や認知機能アップ教室等の介護予防事業は、今後ますます重要になる。申込方法を改善した点は評価するが、さらに多くの高齢者が参加しやすい環境整備に努められたい。
- ・シルバー人材センター運営事業…定年延長により会員数が伸び悩んでいるとのことであるが、働く意欲のある高齢者に対して、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能を発揮できる就労の場を提供することは、高齢者の生きがいとなる。会員確保に向けた制度の周知や高齢者が生き生きと取り組めるような支援に努められたい。
- ・配食サービス事業…今後、高齢化が進み事業の需要がますます高まるとされる。配食サービスは単なる食事の提供だけでなく、見守りなど利用者の安否確認等の意味合いを持つとても重要な事業である。一部配達エリアが拡大されたことは評価できるが、さらなるエリア拡大に努められたい。
- ・市スポーツ教室事業…前年度に比べて高齢者でも参加できる教室が増加したことは評価できる。高齢者の体力向上や健康づくり、介護予防につながる有効な事業であるため、高齢者の参加がさらに増えるような工夫に努められたい。
- ・高齢者学級の開設…高齢者を対象としたさまざまな公民館講座を93講座開催し、合計2,167人が参加した。前年度に比べて高齢者の生きがいや健康に関する講座が増加し、参加者数も増加したことは評価できる。高齢者の生きがいや介護予防につながる事業であるため、継続して取り組まれたい。
- ・健康教育事業・健康相談事業…地域のサロンや自主グループ等からの依頼により出前健康教育や健康相談を実施したことにより、高齢者のフレイル※²⁰予防や健康維持のみならず、その後の地域主体の活動に繋がっている。今後も継続した取組みに期待する。地域による偏りの解消にも努められたい。
- ・地域防災情報通信システム整備事業…災害弱者、情報弱者である高齢者にとって、電話応答サービスや緊急告知ラジオ貸与事業等はとても重要な事業である。しかし、対象であるにも関わらず、事業を知らない高齢者が多いのではないかと危惧する。制度のさらなる周知に努められたい。

まとめ

高齢者が元気や健康を維持し、生きがいを持って生活できるよう、さまざまな事業に取り組まれており、また、多くの事業において前年度より工夫や改善がされている点は評価できる。しかし、高齢者の中には対象となるにも関わらず、こうした事業を知らない方もまだまだ多いと思われることから、さらなる制度の周知や啓発に努められたい。

2 今後の取組についての提言

高齢化が進む中で、今後、認知症の高齢者はますます増加していくと思われる。地域住民の認知症に対する正しい知識と理解が深まるように、地域の住民や団体等を対象にした講座や研修会等を開催してもらいたい。認知症の方を地域の人々で見守り、支え合っていくことができる地域づくりにつながるような施策を期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…毎年多数の相談が行われているのは、担当職員の努力の積み重ねの結果であると評価できる。相談窓口に対する信頼は重要であるため、今後も市民に寄り添う窓口であり続けられるよう、努力を続けられたい。
- ・ごみ排出マナー啓発事業…ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は多言語で利用でき好評である。多言語で発信している津ニュースレターに常時QRコードが掲載されるようになり評価できる。
- ・学校へ行こう！in 津市…経済的なサポートの紹介が、外国につながる保護者の不安をやわらげていることは評価できる。高校生等奨学給付金申請時の保護者の非課税証明書に関して、三重県教委は、保護者が仮放免の場合、仮放免許可証の提示により低所得の証明ができる可能性があるとしている。対象者が諦めることのないように説明会等で、関係者へ周知されたい。
- ・ホームページ整備運用事業…令和8年リニューアルに際して、翻訳ボタンを押したらトップページに移るのではなく、当該ページの翻訳ボタンをクリックしたらそのページの翻訳がなされるような改変を望む。
- ・日本語教室・多文化共生事業…地域の日本語教室に子どもが参加する場合、日本語指導だけでなく、学力補充あるいは宿題のサポートが個別指導で行われ、学校での学習を補完する貴重な機会となっている。夏休み中の実施についても、継続されたい。また、引き続きボランティアスタッフの確保と学習者への参加呼びかけに努められたい。
- ・国際理解教育…異文化理解に留まらず、子どもたちの考えや行動を人権の観点から変容させるような学習になるよう検討を行われたい。
- ・地域防災情報通信システム整備事業・避難所標識等設置事業…外国人でメールを日常の情報共有の手段としている人は多くない。外国人にとって使用頻度の高い手段による情報発信の検討を行われたい。

まとめ

長年の努力の積み重ねにより、定着している施策は少なくない。継承に甘んずることなく、今の課題を把握する努力を続け、常に改善を図られたい。

外国人の人権に関わる事業には、専門性が必要となる場合が多い。ボランティアは外国人に関わる人々の裾野を広げる意味で非常に重要ではあるが、事業の内容によっては、ボランティア頼みになってしまうことの弊害も考えられるので、そのあり方を検討されたい。

2 今後の取組についての提言

「きずな」教室卒業後の各学校での日本語習得や教科指導において、指導できる教員数も少なく、必要な個別指導が十分に行われていない学校も少なくない。特に中学校ではその傾向が強く、それが不就学の要因になる場合もあり、改善を検討されたい。

また、不就学になっている外国人の子どもの就学に関して、受け入れを回避しようとする学校関係者の発言があった。外国人の子どもの学ぶ権利は在留資格の如何を問わず、学齢期の子どもすべてに保障されている。さまざまな要因で不就学に陥りやすい子どもや外国人の子どもの受け入れに関して、すべての学校で適切な対応が行われるように研修の充実を望む。

外国人の場合、子どものための制度の趣旨に当てはまる場合であっても、規則にあてはまらない場合があり、本来受け取るべき市民サービスが受けられない場合がある。日本人では想定できないケースは規則ではカバーされていない可能性があり、市民サービスの対象にならない、または、前例がないという理由で断られる場合がある。そのようなケースにおいては、制度の趣旨に照らし合わせ、規則の柔軟な運用が望まれる。在留資格のない保護者を持つ在留資格のある子どもに関して、親とともに子どもの監護を行っている人が児童手当を受け取ったり、就学援助費を校長口座への振込みにより受け取ったりする例が他の自治体である。子どもの持つ権利が行使され、子どもの最善の利益が優先されるように、適切な対応がなされるよう関係部署に周知されたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・犯罪被害者等支援事業…犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、相談に応じ関係機関へ繋ぐなど犯罪被害に遭われた方やその家族に寄り添った支援を行っていることは評価できる。また、ホームページに性暴力被害相談のページを新設したことも評価できる。相談を受ける職員のスキルアップを図り、より寄り添った支援に努めるとともに、制度の周知啓発にも努められたい。
- ・人権啓発推進事業…認知症やインターネットと人権をテーマに市民人権講座を開催したことは評価できる。さまざまな人権課題について、市民が正しい理解や認識が持てるよう講座等の開催や啓発に努められたい。
- ・応急診療所管理運営事業…夜間や休日の急病時に診療を受けることができる津市内3カ所の応急診療所や、24時間365日、医療や健康、子育て等について相談ができる「津市救急・健康相談ダイヤル」は市民の安心安全につながっており評価できる。外国人の利用者のために、通訳ソフトの導入だけでなく通訳者の配置についても検討されたい。
- ・差別事象への対応…インターネット上の差別書き込みについては、関係機関と連携し速やかに削除要請をするなどの対応に努められたい。また、児童や生徒に対し、確かな人権感覚と差別をなくそうとする行動力を身に着ける人権学習を進めるとともに、差別事象に対応する教職員自身の人権意識の高揚やスキルアップを図るための研修等についても充実を求める。

まとめ

犯罪被害者等総合支援窓口や津市内3カ所の応急診療所の開設、24時間365日相談ができる「津市救急・健康相談ダイヤル」等は、市民の安心安全につながる事業である。しかし、こうした事業があることを知らない市民、特に外国人や高齢者など情報弱者に対して、さらなる事業の周知啓発に努められたい。

2 今後の取組についての提言

スマートフォンの普及により、子どもたちにとってインターネットが身近なものとなったが、ネット上ではいじめや差別的な書き込みなどの人権問題が発生している。学校で子どもたちに正しいネットの使い方や人権について学ぶ機会を増やしてもらいたい。また、市民がさまざまな人権について正しい理解や認識を深めることができるよう研修や啓発を行うとともに、ネット上の差別的な書き込みに関しては関係機関と連携して法務局に削除要請を行うなど迅速な対応に努められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：新たに位置付ける人権課題
■評価ランク：C

1 取組の評価

- ・**セクシュアル・ハラスメント等防止対策の実施**…セクシュアル・ハラスメントについては、津市が令和4年度に実施した市政アンケートによると、84.4%の市民がセクシュアル・ハラスメントという言葉を知っていると回答しており、認知度は高いと思われる。一方、不妊・育休関連のハラスメントは認知度が低く、今後の対応が求められる。研修や、相談窓口を開設するなど、対応されているが、相談窓口の利用が昨年度は無かったと記載されている。些細なことでも気軽に相談できる環境づくりにより工夫されたい。また、難しい事案も出てきていることから、相談職員の傾聴力、コミュニケーション能力の研修などを積極的に実施されたい。
- ・**避難所運営委員会の体制整備・備蓄品の整備**…近年災害が多発している中、避難所における良好な生活環境の確保が求められる。障がい者や高齢者が尊厳ある避難生活を営むための最低基準（スフィア基準）が満たされるような避難所整備が行われる必要がある。また、現在、津市において、避難所運営委員会が設置されているのは171カ所中、69カ所にとどまっており、早急に避難所運営委員会を設置することが必要である。なお、運営にあたっては、組織の主たる構成員に女性を任命するなど、女性の目から見た運営がなされるような組織作りが必要である。
- ・**多様な性に関する啓発**…企業訪問や人権講演会の開催といった取り組みは、高く評価される。今後もこのような啓発活動を継続し、さらに充実させていくことで、市民の人権意識が高まるものとする。引き続き、積極的に実施されることを期待する。
- ・**生活保護事業**…プライバシー保護に十分配慮しつつ、一人ひとりの尊厳が保たれ、誰一人取り残されない包摂的な社会の実現を目指すため、相談者一人ひとりに寄り添った対応を行い、生活保護制度の利用者が安心して支援を受けられる体制を整えられたい。
- ・**生活困窮者自立支援事業**…支援にあたっては、プライバシー保護に配慮しつつ、相談者一人ひとりの状況が異なることを十分に理解し、関係機関との連携を深めながら、包括的な支援を行うとともに、より利用しやすい支援となるよう、周知に努められたい。

まとめ

今後も、災害と人権、貧困問題、自殺対策など、新たに位置づける人権課題に対応するための教育や啓発活動を進め、より多くの市民にとって理解しやすい形で情報を提供していくことが重要である。「新たに位置づける人権課題」は、他のカテゴリーの事業の再掲載が多くなっているが、「新たに位置づける人権課題」の観点から見た取組状況を報告されたい。

2 今後の取組についての提言

「津市人権施策基本方針」に追加された6項目についても、担当課と連携し、市民人権講座の開催などを通じて、啓発活動を積極的に推進されたい。

さらに多くの市民が人権問題に関心を持ち、日常生活においても実践的に取り組めるようになることが期待される。

今後も、こうした新たな人権課題への取り組みが継続され、市民全体の人権意識が一層向上することを期待する。

用語解説

※1 人権文化クリエイター

広域性・地域性に対応した人権教育を推進するために教育委員会や教育事務所に配置される指導主事のこと。

※2 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した者で、幼児教育施設等へ訪問し、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う。

※3 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

普遍的（ユニバーサル）なデザインのことで、誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事、情報等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※4 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月16日に施行された法律。部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を定めている。

※5 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う市の特別職、非常勤、嘱託職員。

※6 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※7 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るためのコーディネーター的な存在。教育と福祉の両面で専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等を有する。

※8 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※9 インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが共に学び合う教育のこと。

※10 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日に施行された法律。国・地方公共団体等や、会社などの事業を行う者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を伝えられた場合における合理的配慮の提供を定めている。

※11 タガログ語

フィリピンの公用語（フィリピンの公用語は英語とタガログ語）。

※12 ハイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進することを目的として、平成28（2016）年6月3日に施行された法律。相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等を基本的施策として定めている。

※13 ジェンダー

生物学的な性差ではなく、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という社会の中でつくられたイメージや役割分担のこと。

※14 性的マイノリティ

レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等、性のあり方が少数派の人びとを広く表す総称。

※15 人権三法

前述の部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ハイトスピーチ解消法の総称。

※16 LGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）及びジェンダーアイデンティティ（自身の属する性別についての認識）の多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として令和5年6月23日に施行された法律。

※17 ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが発表している各国における男女格差を測る指数の一つで、経済、政治、教育、健康の4分野14項目の要素から構成されている。2025年6月発表時点で、日本は148カ国中118位。日本でも「地域からジェンダー平等研究会」が世界経済フォーラムに準じた手法で統計処理した都道府県版ジェンダー・ギャップ指数を作り公表している。

※18 SNS

Social Networking Service の略。インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の公開ページやネットサービス。よく使われるサービスとして、フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム等がある

※19 津市特定事業主行動計画

津市が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めた計画のこと。市では、平成32年度までに課長級以上職員に占める女性割合を12%以上にすること、また、計画期間中に女性職員の育児休業取得率を100%及び男性職員の育児休業取得者を10%以上にすることを数値目標として定めている。

※20 フレイル

年を取って体や心の働き、社会的な繋がりが弱くなった状態のこと。フレイルを放置すると要介護状態になる可能性があることから、フレイルに早めに気づき、適切な取組を行い、その進行を防ぐことが重要とされている。

津市人権施策審議会委員名簿

任期：令和7年1月10日～令和9年1月9日

氏 名	所属団体・職名等
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表
浅田 順子	津市老人クラブ連合会副会長（女性部長）
伊藤 好幸	公募委員
金子 誠子	公募委員
川口 節子（副会長）	元三重県人権施策審議会会長、元三重県教育委員長
楠本 孝（会長）	元三重短期大学法経科教授
佐藤 ゆかり	公募委員
鈴村 圭子	津市人権・同和教育研究協議会副会長（会長代行）
高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
田中 武士	三重短期大学生生活科学科准教授
谷口 美子	津子どもNPOセンター事業担当者
中嶋 宏行	津市身障者福祉連合会理事
長島 りょうがん	公募委員
原田 朋記	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員
古川 和也	津市民生委員児童委員連合会副会長
前川 正和	津人権擁護委員協議会津地区委員会委員
山口 登	連合三重津地域協議会事務局長
山下 浩史	津地方法務局人権擁護課課長
山本 律	三重県児童養護施設協会監事 （児童養護施設 聖マッテヤ子供の家施設長）

【五十音順、敬称略】